

○総務省令第二十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十五条の規定に基づき、及び同法を実施するため、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣 川端 達夫


統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第五条関係）

（表面）

第 号	統計法第15条の規定による立入検査証
写 真	基幹統計調査の名称
	職名及び氏名
	生年月日 年 月 日
	上記の者は、統計法第15条の規定により、立入検査 をすることができる者であることを証明します。
	有効期限 年 月 日
 政府統計	年 月 日 行政機関の長 印

（裏面）

統計法(平成19年法律第53号)(抄)
第15条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 二 第15条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。